平成２７年（フ）第５９号
三重県名張市夏見1944番地　中川原市営住宅Ｂ棟226号、前住所三重県名張市平尾3272番地
債務者　森本　勝志
1　決定年月日時　平成27年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第１３８号
滋賀県東近江市妙法寺町769番地13グランドプレミアム202号
債務者　本道由美子
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第７４２号
神戸市垂水区城が山３丁目３番８号　タキノハイツ302号、従前の住所神戸市垂水区山手１丁目３番２号　モンテメールⅠ　Ｃ－５号
債務者　村上　恵之
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４５号
鳥取県米子市東福原４丁目18番１号、住民票上の住所鳥取県米子市長砂町924番地５（コーポ柿田２－Ｅ号）
債務者　深津　香宥
1　決定年月日時　平成27年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第８３号
鳥取県米子市上後藤２丁目２番29号、前住所鳥取県米子市東福原８丁目22番１号　103号
債務者　門山　翔太
1　決定年月日時　平成27年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第８８号
山口県防府市上天神町２番１－202号　和光レジデンス天神
債務者　宮田　マリ
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４２号
福岡県直方市大字下境2532番地　県住４－408号、前住所福岡県飯塚市明星寺25番地３県営住宅明星寺１棟136号
債務者　角　真由美
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第２１８号
宮崎市大字本郷北方3350番地26
債務者　池田　耕士
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６０号
秋田県能代市天内字新山林14番地２
債務者　山崎有紀子
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第９８号
福島市御山字検田94番地の７　リッツハウス御山Ａ202
債務者　丹治　弘吏
1　決定年月日時　平成27年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第９９号
福島市御山字検田94番地の７　リッツハウス御山Ａ202
債務者　丹治　陽子
1　決定年月日時　平成27年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第３１４号
大分県別府市上野口町33番２号　県営鶴見原住宅ＨＲ－１－304号
債務者　江里　眞弓
1　決定年月日時　平成27年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１２９号
富山市犬島３丁目５番20号
債務者　堀田　浩二
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月22日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６８号
青森県五所川原市字幾世森112番地５
債務者　寺田　　恵（旧姓小鷹）
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第１４８５号
名古屋市千種区鹿子殿12番Ｂ－106号　希望ケ丘ハイツ
債務者　小林　　勇
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２１３号
東京都練馬区大泉学園町８丁目10番18号　ロイヤルシティー四番館307、住民票上の住所青森県むつ市文京町31番17号
債務者　坪田　春江
1　決定年月日時　平成27年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係